

# 公 示 書

大規模災害時における物品調達及びリース等（以下「物品調達等」という。）に関する協定の締結を希望する者の公募について、次のとおり公示します。

協定締結を希望する者には、下記により応募資料作成要領を交付しますので、応募資料申請書等の提出をお願いします。

なお、本協定締結の公募は業務発注ではありませんので入札は行わず、応募資格を満たした者と協定を締結します。

令和元年 1 1 月 2 9 日

中部地方整備局長 勢田 昌功

## 1. 協定の概要

- (1) 名 称：大規模災害時における物品等調達に関する協定
- (2) 目 的：大規模災害時（地震・大雨等の自然災害等）が発生した場合に、国土交通省中部地方整備局が防災官署として、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のために活動するために必要となる物品調達等を目的とする。
- (3) 内 容：協定締結者へ国土交通省中部地方整備局が必要とする物品等の在庫状況を確認後、物品等の納入を依頼するものである。  
なお、物品等の受渡方法については、中部地方整備局管内各地の被災状況等により異なるため、詳細については応募資格確認結果の通知後、応募資格を満たした者と、協定の目的が達せられるよう協議を行う。
- (4) 対象品目：別添「調達品目一覧表（例示）」しておりますが、その他想定される物品等についても対象とする。
- (5) 期 間：協定締結の日が属する年度を含め3ヶ年度  
ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、双方のいずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

## 2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(4) 中部地方整備局管内(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県南部)(以下「中部地方整備局管内」という。)にて、物品等の保管場所を保有している者であること。

(管内において1箇所でも保管場所を保有する者であれば可とする。)

(5) 以下に示す各号について承諾できる者

①中部地方整備局管内各地において、物品等の保管場所の所在地等を登録できること。

②常時連絡がとれる担当者(連絡先等)が登録できること。

③会計法に基づき、必要となる書類の提出ができる者であること。(見積書等)

④物品等納入後、指定された口座へ代金を振込むことを了承できる者であること。

### 3. 応募資料の作成及び提出に関する事項

応募資料は次のとおりとする。なお、応募資料の作成方法については、別途交付する応募資料作成要領によること。

### 4. 手続に関する事項

(1) 担当部局

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号 名古屋合同庁舎第二号館

国土交通省 中部地方整備局 総務部契約課 購買第一係

TEL 052-953-8138 FAX 052-953-8199

(2) 応募資料作成要領及び応募様式の交付

・交付方法 中部地方整備局ホームページよりダウンロード

(3) 応募資料の提出

・受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

・提出場所 上記(1)に同じ

・提出方法 持参、郵送又は託送(書留郵便等、記録が残るものに限る)

### 5. 応募資格確認結果の通知

提出された応募資料等審査後、通知する。

### 6. 登録した名簿等の利用について

大規模災害等が発生した際に、国土交通省中部地方整備局管内で行う復旧活動等において緊急に必要な物品等を調達するため、協定締結者が登録した取扱品目について、登録された担当者へ連絡することにより、迅速な対応を可能とする。

なお、登録された担当者氏名及び連絡先等については、大規模災害等における緊急時において利用するものであり、その他の目的において利用しません。

7. 登録された担当者に求める義務

- (1) 常に物品等の在庫状況（保管場所も含む）を把握していること。
- (2) 常に連絡がとれる体制を整えること。

なお、大規模災害時の被災状況を理由に、(1) 又は (2) について対応できない場合であっても、罰則等協定締結者に対し不利益な取扱は行わない。

8. その他

- (1) 登録後において、その内容に変更が生じた場合、又は取り消しを希望する場合は速やかに4.(1)へ通知すること。
- (2) 登録、変更、取り消しに費用を要する場合は、申請者の負担とします。

以上、公告する。

## 調達物品等一覧表（例示）

被服関係	作業服、防寒服、ライフジャケット、安全チョッキ、ヘルメット、長靴、安全靴、カップ、防塵マスク、軍手、ゴム手袋、防護メガネ、靴下、タオル、その他被服に係る品目
現場用具関係	ロープ、コンパス、水平器、距離計、コンベックス、スプレーラッカー、赤白ポール、木杭、セメント、土嚢袋、油吸着マット、カラーコーン、砂利、コンパネ、巻き尺、三角定規、脚立、図面入れ、スコップ、鉋、鋸、金槌、釘、針金、一輪車、野帳、ヘッドライト、トランシーバー、拡声器、その他現場用具に係る品目
文房具関係	電卓、筆記具、消しゴム、マジック、定規、はさみ、付箋紙、ガムテープ、セロハンテープ、クリップ、ホチキス、ホワイトボード、その他文房具関係に係る品目
生活用品関係	洗面用具、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、衣料洗剤、紙コップ、紙皿、割り箸、ティッシュペーパー、ウェットタオル、使い捨てカイロ、ゴミ袋、鍋、やかん、ラップ、包丁、台所洗剤、救急箱、内服薬、外傷薬、目薬、包帯、絆創膏、殺虫剤、おむつ、生理用品、その他生活用品関係に係る品目
燃料関係	ガソリン、重油、軽油、灯油
非常食関係	乾パン、アルファ米等食料関係、飲料水関係
家電製品関係	電気ポット、延長コード、電気ストーブ、扇風機、テレビ、ラジオ、炊飯器、冷蔵庫、洗濯機、乾電池、タップ、電球、デジタルカメラ、懐中電灯、パソコン、プリンター、インクリボン、その他家電製品関係に係る品目
寝具用品関係	掛・敷布団、シュラフ、タオルケット、毛布、枕、蚊帳、その他信用品関係に係る品目
通信機器関係	携帯電話、タブレット、衛生携帯電話、充電器、その他通信機器に係る品目 （※通信可能な状態（SIM契約含む）とし、リース可）
その他	テント、投光器、物干し竿、物干し台、等